

事前協議・完了検査が 迅速かつ便利に



権限移譲事務 沖縄県福祉のまちづくり条例に基づく事務

事例紹介
那覇市

移譲受け入れの経緯

沖縄県福祉のまちづくり条例では、社会福祉施設、病院、公民館等を新築等する場合の、通路、階段、トイレ等の整備基準を示し、一定の場合には県に対する事前協議、完了検査等を必要としている。

那覇市は、建築主事を置く特定行政庁であり、これら県条例に基づく事務の実施が可能であることから、県から権限移譲を受けることについて検討を重ね、「地域が主体となった行政運営」、「住民サービスの向上」、「行政事務のワンストップ化」等のメリットを踏まえて、平成21年から権限移譲を受け入れることとした。

取組・効果

事前協議等の年間処理件数は、平成24年度56件、平成25年度68件、平成26年度49件であり、対象施設として、マンション、介護施設、保育所など様々な施設がある。



那覇市では、権限移譲事務の実施にあたり、窓口を建築指導課とした。このことにより、対象施設の新築等を行う者は、建築基準法に基づく建築確認申請と併せて、事前協議の手続きもできるようになり、行政事務のワンストップ化が図れた。

また、市が行う対象施設の現場確認も、建築基準法に基づく事項と沖縄県福祉のまちづくり条例に係る事項を同時に審査できることから、行政事務が効率化した。

さらに、身近な市において処理することで、審査期間が短縮され、行政サービスの向上にも繋がった。

<役所窓口の様子>



利用者の声

「これまで、建築基準法に係る申請は市窓口、福祉のまちづくり条例に係る申請は県窓口であったが、市役所だけで手続きができるようになり、調整が合理化・円滑化された。」などの声が寄せられている。

(担当課：那覇市都市計画部建築指導課)

平成28年3月作成